



島根県報

平成16年3月30日(火)
号外第53号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

(道路維持課)

公布された条例等のあらまし

島根県道路管理規則の一部を改正する規則(規則第36号)

1 規則の概要

- (1) 道路管理に伴う道路工事等の承認、必要な指示及び検査は、知事が行うこととした。
- (2) 申請書及びその附属書類並びに届出書は、知事に提出しなければならないこととした。
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第36号

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

島根県道路管理規則(昭和53年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は支庁長、土木建築事務所長若しくは土木事務所長(以下「支庁長等」という。)」を削り、同条第2項及び第3項中「又は支庁長等」を削る。

第3条及び第4条中「支庁長等」を「知事」に改める。

第5条第1項中「又は支庁長等」を削り、同条第2項中「支庁長等」を「知事」に改め、同条第3項中「又は支庁長等」を削る。

第7条から第9条までの規定及び第11条から第13条までの規定中「支庁長等」を「知事」に改める。

第15条第1項中「支庁長等」を「支庁長又は土木建築事務所長」に改める。

様式第5号中 「 支 庁 長 事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

